

（求職者の方へ）

正しく受給するために必ずお読みください。

雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり

受給資格決定年月日	令和 年 月 日	認定日 (型一曜日)
支給番号	- -	型
名 前		曜日

◎あなたの雇用保険説明会は次のとおりです。

雇用保険説明会の日時	月 日 (曜日) 時 分
------------	-----------------------------------

※雇用保険説明会には、○印をつけたものを持参してください。

- 1 受給資格者のしおり
 - 2 筆記用具（黒ボールペン）
 - 3 払渡希望金融機関指定届、又は預（貯）金通帳（本人名義のもの）
 - 4 写真 枚（タテ3cm×ヨコ2.5cm程度の正面上半身のものかつ、3か月以内に撮影したもの）
 - 5 マイナンバーカード、通知カード、個人番号の記載のある住民票のいずれか（*）
 - 6 運転免許証、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）のいずれか（船員の場合は船員手帳）
 - 7 住民票記載事項証明書（住民票の写し、印鑑証明書）
国民健康保険被保険者証、又は健康保険被保険者証
 - 8 その他（ハローワークカード、 ）
- （*）受給手続きには個人番号確認書類（マイナンバーカード等）が必要です。

雇用保険説明会に出席できない場合には、必ず事前に連絡してください。また、説明会の日までに就職がきまった場合には、就職する日の前日に、給付係までお越しください。

◎あなたの最初の失業の認定日は次のとおりです。

最初の失業認定日	月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分
----------	---

※認定日には、必ず次のものを持参してください。

雇用保険受給資格者証 ・ 失業認定申告書 ・ その他（ ）

※内容について不明な点がございましたら、お気軽に係員にお問い合わせください。

※駐車スペースには限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

厚生労働省HPに雇用保険のQ&Aを掲載しておりますので、ご覧ください。

【URLはこちら】 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508.html>**愛媛労働局****ハローワーク（公共職業安定所）**

一日も早い再就職のために

雇用保険制度は、次の4つを大きな目的としています。

- ① 働く方々が、万一失業してしまった場合に必要な給付を行って、生活の安定を図り、1日も早く再就職できるよう支援すること。
- ② 定年後の再雇用、育児休業、介護休業により賃金が低くなる、またはなくなってしまうときに必要な給付を行って、仕事を続けられるよう支援すること。
- ③ ご自身の働く能力を伸ばす取り組みを支援すること。
- ④ 働く方々が、能力に合った仕事に就き、安心してその仕事ができるように、失業の予防や仕事をする能力の開発・向上などを支援すること。

この「しおり」では、「生活の安定を図り、1日も早く再就職できるよう支援する」という①の目的のための給付（基本手当、再就職手当など）を中心に説明します。

雇用保険の支給を受けるためには、さまざまな手続きを定められた期日に、または期間内に行っていただく必要があります。

雇用保険についてわからないことがありましたら、どんなことでも遠慮なく、ハローワークの係員にお問い合わせください。

雇用保険の仕組みをしっかりとご理解いただき、1日も早い再就職の実現のため、ハローワークの各種サービスをご利用ください。

また、退職された船員の方が、引き続き船員での再就職をご希望の場合は、地方運輸局・海事事務所の窓口をご利用ください。

目次

はじめに

ハローワークのサービスをご利用ください・・・・・・・・・・・・・・・・	1
受給手続きのながれ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

基本手当等の支給について

1 雇用保険を受けることができる人は？・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 失業の状態とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 雇用保険受給資格者証の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4 基本手当の日額と給付日数は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5 基本手当の支給を受けることができる期間は？・・・・・・・・	8
6 スタートは仕事探しの申し込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
7 受給資格決定日からの「待期」・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
8 支給が始まるのは（給付制限がない場合）・・・・・・・・・・	10
9 離職理由によって、3か月の給付制限があります・・・・・・・・	10
10 支給をまったく受けないうちに次の仕事が決まったら？	10
11 失業の認定とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
12 失業認定申告書の書き方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
13 求職活動実績とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
14 求職活動実績にはどんなものがあるの？・・・・・・・・・・	17
15 基本手当の支払いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
16 受給期間の延長とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
17 紹介拒否などによる給付制限とは？・・・・・・・・・・・・・・・・	19
18 認定日にハローワーク等に来所しなかったときは？	19
19 認定日の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
20 就職または事業を開始することが決まったときは？	21
21 再就職手当について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
22 再就職手当を活用しましょう・・・・・・・・・・・・・・・・	25
23 再就職手当の手続きは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
24 再就職手当受給後にも給付があります・・・・・・・・・・	26
25 就業手当について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
26 常用就職支度手当について・・・・・・・・・・・・・・・・	28
27 その他の就職促進給付について・・・・・・・・・・・・・・・・	29
28 就職した後に再び離職したときは？・・・・・・・・・・	31
29 氏名や住所を変更するときは・・・・・・・・・・・・・・・・	32
30 安定所長・地方運輸局長の指示により公共職業訓練等を受講するときは？	32
31 病気やけがで働けなくなったときは？・・・・・・・・・・	32
32 もし、受給資格者本人が受給中に亡くなったときは？	33

失業等給付は正しく受給しましょう

- 33 失業等給付は正しく受給しましょう・・・・・・・・・・・・・ 33
- 34 処分に不服があるときは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

その他

- 35 教育訓練給付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 36 雇用継続給付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 37 雇用保険と老齢厚生年金等との併給調整について・・・・・・・・・・ 40
- 38 国民年金の手続きはお済みですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 39 国民健康保険料（税）の軽減について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

（別添）

主な手続き一覧

各種証明書（別紙1～別紙5）

週型カレンダー（令和2年(2020年)～令和4年(2022年)）

ハローワークのサービスをご利用ください

ハローワークでは、みなさまが1日も早くご自身の希望される安定した仕事に就けるよう、職業紹介をはじめとしたさまざまなサービスを提供しています。

ハローワークは厚生労働省所管の国の機関ですので、全てのサービスが無料でご利用いただけます。

以下にハローワークの主なサービスをご紹介しますので、ぜひご利用ください。

なお、ハローワークをご利用いただく際には、「雇用保険受給資格者証」をお持ちください。

仕事についての相談

ハローワークの職業相談窓口では、就職に関するさまざまな相談に対応しています。「希望する求人が見つからない」、「気になる求人があるのだけど、どうしよう…」など、どのようなことでも結構です。お気軽に窓口へお越しください。

また、現在の求人状況の説明や、1日も早い再就職のためのアドバイスなども行っています。

求人情報の提供

ハローワークには、さまざまな会社から、毎日新しい求人が寄せられています。

求人情報は、パソコンを使って簡単にご覧いただくことができます。

さらに、ハローワークでは、他のハローワークに出ている求人情報の提供も行っていますので、広範囲の求人情報を入手することができます。

ご希望の会社へのご紹介

応募したい求人がありましたら、職業相談窓口へお越しください。

その求人についての説明やアドバイス、もちろんご質問もお受けしたうえで、会社の担当者と面接日時などの調整を行い、紹介状をお渡しします。

また、求人の各種条件が多少ご希望と合わない場合には、会社との調整も行っています。

仕事探しのサポート

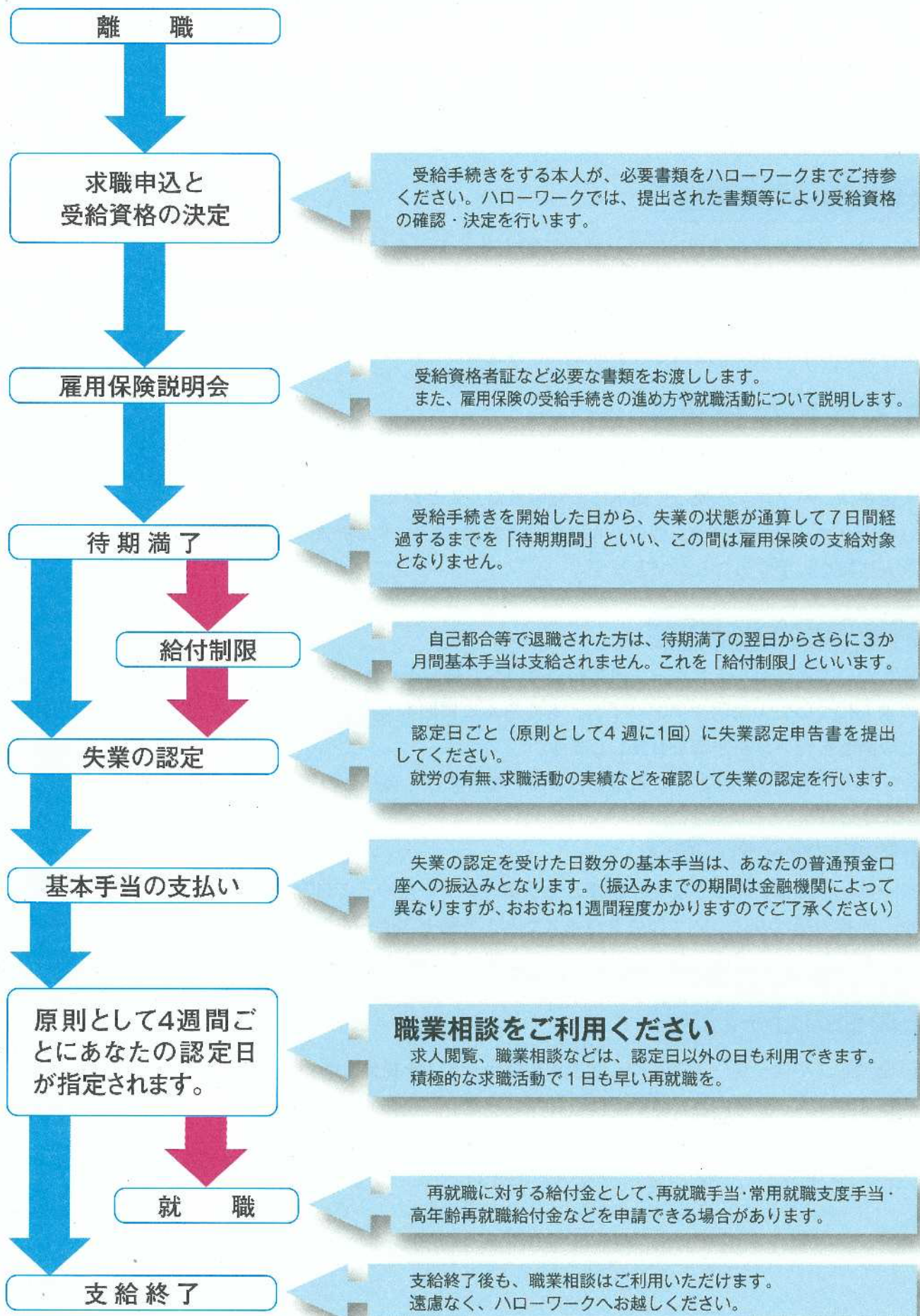
ハローワークでは、みなさまの仕事探しをサポートするため、ご自身に適した仕事を見つけるための方法や、面接の受け方についてのアドバイスなど、各種セミナーを開催しています。各種セミナーのスケジュールなどについては、各ハローワークにお問い合わせください。

その他のサービス

その他にも、ハローワークごとに、さまざまなサービスを提供しています。

サービスのメニュー・内容については、各ハローワークにお問い合わせください。

受給手続きのながれ



1 雇用保険を受けることができる人は？

雇用保険では、失業中の生活を心配せずに仕事探しに専念し、1日も早く再就職していただくために「求職者給付」を支給します。

この求職者給付は、仕事を辞めたら必ず支給を受けられるものではありません。

求職者給付を受給できるのは、失業の状態にある方のみです。

2 失業の状態とは？

失業の状態とは、次の条件を全て満たす場合のことをいいます。

- 積極的に就職しようとする意思があること。
- いつでも就職できる能力（健康状態・環境など）があること。
- 積極的に仕事を探しているにもかかわらず、現在職業に就いていないこと。

以下のいずれかの状態に当てはまる方は、原則として求職者給付を受けることができません。

1. 病気やケガですぐに就職することができない（労災保険の休業〔補償〕給付や健康保険の傷病手当金などの支給を受けている場合を含みます）
 2. 妊娠、出産、育児などによりすぐに就職することができない
 3. 親族の看護などですぐに就職することができない
 4. 定年などにより離職してしばらくの間休養する
 5. 結婚して家事に専念し、就職を希望しない
 6. 家事手伝いや農業、商業など家業に従事し、就職することができない
 7. 自営業（準備を含みます）をしている ※収入の有無を問いません。
 8. 会社などの役員に就任している（活動や報酬がない場合はハローワークでご確認ください）
 9. 就職（見習い、試用期間、研修期間を含み、収入の有無を問いません）している
 10. 学業に専念する（昼間の学校に通っていて、すぐに就職することができない）
 11. 次の就職が決まっている（雇用予約・内定を含みます）
- ※ 1. 2. 3. 4. の理由により、すぐに職業に就くことができないときは、受給期間を延長できる場合があります。（18～19ページ参照）

保険料を負担していたのに、求職者給付を受給できないことがあるの？

雇用保険は、積立貯金のように、保険料を負担していれば、必ず支給を受けることができるという制度ではありません。

雇用保険は、あなた自身に納めていただいた保険料のほかに、他の働く方々や事業主からの保険料と税金によって、国が運営している相互扶助（助け合い）の制度です。

このため、法律に定める要件に当てはまらない限り、支給を受けることはできません。

働きたい気持ちはあるけれど、今は病気等で働けない場合はどうすればいいの？

求職者給付を受けることができるのは、原則として離職日の翌日から1年間です。この期間のことを「受給期間」といいます。

退職後、病気、妊娠等の理由ですぐに働くことができない間に、受給期間が過ぎてしまうと、せっかくの保険制度が利用できないことになってしまいます。

そこで、一定の基準を満たした場合には、この受給期間を一定期間延長し、その後、働くことができるようになってから、雇用保険の受給の手続きを行っていただく制度があります（詳しくは18～19ページ参照）。

仕事を辞めて、資格を取るため昼間学校に通う場合、保険はもらえないの？

昼間学校に通うことによって、前ページで説明した「失業の状態」ではなくなっている場合には、求職者給付を受けることはできません。

また、学校教育法第1条に規定される学校、同法第124条に規定される専修学校または同法第134条第1項に規定される各種学校の学生または生徒など（通信制・夜間制・定時制を除く。以下「昼間学生」という）や、実質、昼間学生と同様の方については、原則として、雇用保険法上の労働者となりませんので、求職者給付の支給を受けることはできません。

どのような状況が「就職」したことになるの？

雇用保険法でいう「就職」とは、いわゆる正社員だけではなく、アルバイトやパートおよび研修等も含まれます。

また、会社の役員へ就任する場合はもちろん、自営業の準備や自営業を営むこと、農業・商業等の家業への従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動などについても、「就職」となる場合があります。詳しくは、「12 失業認定申告書の書き方」をご覧ください。

3 雇用保険受給資格者証の見方

◎表面

雇用保険受給資格者証

(第1面)

1. 支 給 番 号 1	2. 氏 名 2		
3. 被 保 険 者 番 号 3	4. 性 別	5. 離 職 時 年 齢 5	6. 生 年 月 日 6
7. 求 職 番 号			
8. 住 所 又 は 居 所			
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名) 9			
10. 資 格 取 得 年 月 日	11. 離 職 年 月 日 11	12. 離 職 理 由 12	
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離 職 時 賃 金 日 額 14	15. 給 付 制 限 15	
16. 求 職 申 込 年 月 日 16	17. 認 定 日 17	18. 受 給 期 間 満 了 年 月 日 18	
19. 基 本 手 当 日 額 19	20. 所 定 給 付 日 数 20	21. 通 算 被 保 険 者 期 間 21	
22. 離 職 前 事 業 所 名			
23. 再 就 職 手 当 支 給 歴 23	24. 特 殊 表 示 (災 害 時 、 一 括 、 巡 相 、 市 町 村)		

◎裏面

【離職理由 11、12、21、22、23、24、25、31、32、33の場合】

行数	処 理 月 日	認 定 (支 給) 期 間	日 数	種 類	支 給 金 額	残 日 数	備 考
1	0529	20-012345-6		コヨウ タロウ	次回認定日 06月26日		
2		待期満了 待期満了日		020507			
3		020508-0528	21	基本手当	¥〇〇〇,〇〇〇	69	
4							

「020508-0528」「21」とは、認定期間（令和2年5月8日～5月28日）と認定した支給日数（21日）です。

残っている支給日数です。

【離職理由 40、50の場合】（給付制限のある場合）

行数	処 理 月 日	認 定 (支 給) 期 間	日 数	種 類	支 給 金 額	残 日 数	備 考
1	0529	20-012345-6		コヨウ タロウ	次回認定日 08月21日		
2		待期満了 待期満了日		020507			
3		給付制限期間 020508-020807		離職理由40			
4							

「020508-020807」とは、給付制限を受けた場合に示され、この期間（令和2年5月8日～8月7日）は基本手当は支給されません。

内容に間違いがないか、必ずご確認ください。万一、間違いがあった場合には、係員にお申し付けください。

1	支給番号	受給のための番号です。ハローワーク等（ハローワークまたは地方運輸局・海事事務所）へのお問い合わせや、失業認定申告書に記入する番号です。
2	氏名	名前の読み方が間違っていないですか？（金融機関に登録してある読み方と異なると振り込みができませんので、ご注意ください）
3	被保険者番号	雇用保険では、今後お勤めの場合もこの番号が使用されます。
5	離職時年齢	あなたの離職時の満年齢です。
6	生年月日	1桁目の「3」は「昭和」、4は「平成」を表します。「-」の右側は年月日を表します。
9	支払い方法	指定された金融機関名、支店名、口座番号です。
11	離職年月日	あなたが離職した日です。
12	離職理由	離職理由を番号で表しています。 11、12 : 解雇（50を除く） 21 : 雇止め（同一の事業主に3年以上雇用） 22 : 雇止め（同一の事業主に3年未満雇用・更新明示あり） 23 : 期間満了（同一の事業主に3年未満雇用・更新可能な旨明示あり） 24 : 期間満了（21～23以外） 25 : 定年（船員の方を除く）・移籍出向 31、32 : 正当な理由のある自己都合退職（事業主からの働きかけ等） 33 : 正当な理由のある自己都合退職（31、32以外） 40、45 : 正当な理由のない自己都合退職 50、55 : 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇
14	離職時賃金日額	原則として、離職される直前の6か月間に支払われた賃金の合計を180で割った額です。
15	給付制限	給付制限がある場合、その給付制限期間です。
16	求職申込年月日	あなたがハローワーク等に離職票を提出し、求職申し込みをした日です。
17	認定日	左側は週型、右側は曜日を表します（11ページ参照）。
18	受給期間満了日	あなたが基本手当を受けることのできる期間の最終日です。
19	基本手当日額	あなたが受ける基本手当の1日分の金額です。
20	所定給付日数	あなたが基本手当を受けることができる上限日数です（8ページ参照）。
21	通算被保険者期間	あなたが被保険者として雇用されていた通算の期間です（7ページ参照）。
23	再就職手当支給歴	あなたが過去に再就職手当を受給したことがある場合、最後に支給を受けた日です。

- ☆ 雇用保険受給資格者証は、他人に貸したり譲ったりすることはできません。また紛失した場合には、すぐハローワーク等へ届け出てください。
- ☆ 雇用保険受給資格者証は、コンピュータで処理しますので、折り曲げ線以外で折り曲げたり、汚したりしないでください。
- ☆ 雇用保険受給資格者証は、支給終了後も大切に保管してください。

4 基本手当の日額と給付日数は？

求職者給付のうち、失業の状態にある日について支給する手当を「基本手当」といいます。

- (1) 基本手当の日額は、原則として、離職される直前の6か月間に支払われた賃金の合計金額を、180で割った金額（賃金日額）のおよそ80%～45%になります（基本手当の日額については、別途上限が定められています）。

※ 基本手当の日額は、「毎月勤労統計」の結果に基づき、毎年8月1日に改定されます。

- (2) 基本手当の日額は、年齢層ごとに上限が定められています。

（基本手当の支給対象となる日が令和2年8月1日から令和3年7月31日までの場合）

賃金日額（w円）	給付率	基本手当日額（y円）
●離職時の年齢が30歳未満または65歳以上の方		
2,574円以上5,030円未満	80%	2,059円～4,023円
5,030円以上12,390円以下	80%～50%	4,024円～6,195円（＊1）
12,390円超13,700円以下	50%	6,195円～6,850円
13,700円（上限額）超	—	6,850円（上限額）
●離職時の年齢が30歳以上45歳未満の方		
2,574円以上5,030円未満	80%	2,059円～4,023円
5,030円以上12,390円以下	80%～50%	4,024円～6,195円（＊1）
12,390円超15,210円以下	50%	6,195円～7,605円
15,210円（上限額）超	—	7,605円（上限額）
●離職時の年齢が45歳以上60歳未満の方		
2,574円以上5,030円未満	80%	2,059円～4,023円
5,030円以上12,390円以下	80%～50%	4,024円～6,195円（＊1）
12,390円超16,740円以下	50%	6,195円～8,370円
16,740円（上限額）超	—	8,370円（上限額）
●離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方		
2,574円以上5,030円未満	80%	2,059円～4,023円
5,030円以上11,140円以下	80%～45%	4,024円～5,013円（＊2）
11,140円超15,970円以下	45%	5,013円～7,186円
15,970円（上限額）超	—	7,186円（上限額）

* 1 $y = 0.8w - 0.3 \{ (w - 5,030) / 7,360 \} w$

* 2 $y = 0.8w - 0.35 \{ (w - 5,030) / 6,110 \} w$, $y = 0.05w + 4,456$ のいずれか低い方の額

- (3) 基本手当を受けることができる日数の上限は、離職の日における年齢、被保険者として雇用されていた期間および原則として直近の離職理由などにより、次ページの表のとおり定められています（これを「所定給付日数」といいます）。

被保険者として雇用されていた期間

転職等で被保険者であった期間に空白がある場合で、その空白期間が1年以内の場合には、前後の被保険者であった期間を通算します。ただし、過去に基本手当（再就職手当等を含む。）または特例一時金の支給を受けたことがある場合には、その支給を受けた後の被保険者であった期間のみが通算されることになります。

また、官民人事交流法第21条第1項に規定する雇用継続交流採用職員であった期間および育児休業給付の支給を受けた期間（平成19年10月1日以降）も、所定給付日数を算定する計算から除きます。

所定給付日数

① 契約期間満了、定年退職、自己の意思で離職した方（②および③以外の全ての離職者）

被保険者であった期間 離職時の年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全 年 齢	90日	120日	150日

② 倒産、解雇、一定の要件を満たす雇止め等で離職された方（③を除く）

被保険者であった期間 離職時の年齢	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

※雇止め等により離職された方に②の表が適用されるのは暫定措置です（令和4年3月31日までの間に離職された方が対象）。

③ 障害者等の就職が困難な方（ご本人からの申し出が必要となります）

被保険者であった期間 離職時の年齢	1 年未満※	1 年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

※「1年未満」欄は、②に該当する理由で離職された方にのみ適用されます。

5 基本手当の支給を受けることができる期間は？

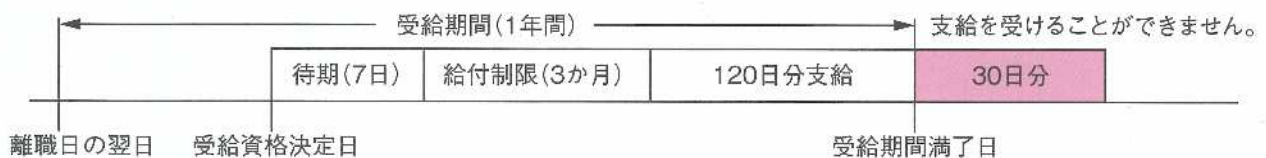
基本手当を受けることができる期間は、原則として離職日の翌日から1年間（所定給付日数が330日の方は1年間+30日、360日の方は1年間+60日）です。この期間を「受給期間」といいます。

この期間内の失業の状態にある日について、所定給付日数を限度として基本手当の支給を受けることができます。

この期間を過ぎると、所定給付日数分を受給し終わっていても、それ以後、基本手当の支給を受けることはできません。

たとえば

自己都合で離職してから、ハローワーク等で手続きをするのが遅くなってしまった場合。
所定給付日数は150日だったのですが・・・



この場合、120日分の支給を受けた時点で受給期間が終了するため、30日分は支給を受けることができません。

ただし、病気やけが、妊娠等で引き続き30日以上働けなくなったときには、受給期間を延長することができます（「16 受給期間の延長とは？」をご覧ください）。

また、8 ページ③の方で、所定給付日数が300日または360日であって、3 か月の給付制限を受けた場合には、以下の受給期間の特例が適用されます。



この場合、当初の受給期間に A を加えた期間が受給期間となります。

※ A = 21日 + 3 か月（給付制限）+ 300日（所定給付日数）- 1 年

6 スタートは仕事探しの申し込み

雇用保険の手続きは、ハローワーク等（退職した船員の方が、引き続き船員での就職を希望される場合は地方運輸局）へ離職票を提出し、あわせて仕事探しの申し込みをしたときからスタートします。

この手続き開始の日を「受給資格決定日」といいます。

仕事探しの申し込みの際には、「求職申込書」に希望する仕事の種類や収入等を記入していただきます。

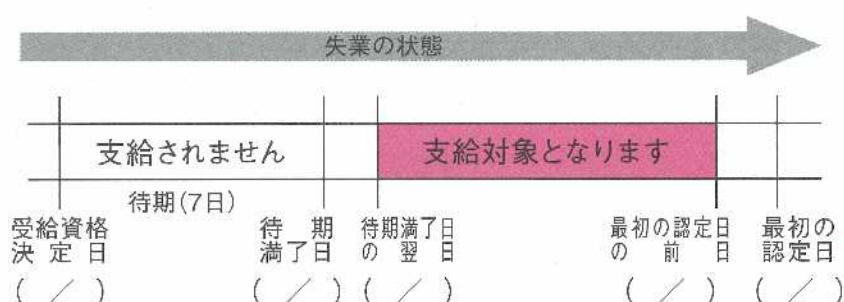
7 受給資格決定日からの「^{たいき}待期」

受給資格決定日から失業の状態にあった日が通算して7日間経過するまでは、基本手当の支給を受けることはできません。この期間のことを「待期」といいます。

したがって、この「待期」の最終日の翌日からが支給の対象となる日となり、ハローワーク等で失業の認定を受けた日について基本手当が支給されます。

8 支給が始まるのは（給付制限がない場合）

待期が経過（このことを「待期満了」といいます）した後に、引き続き失業の状態にある場合、基本手当の支給対象となります。

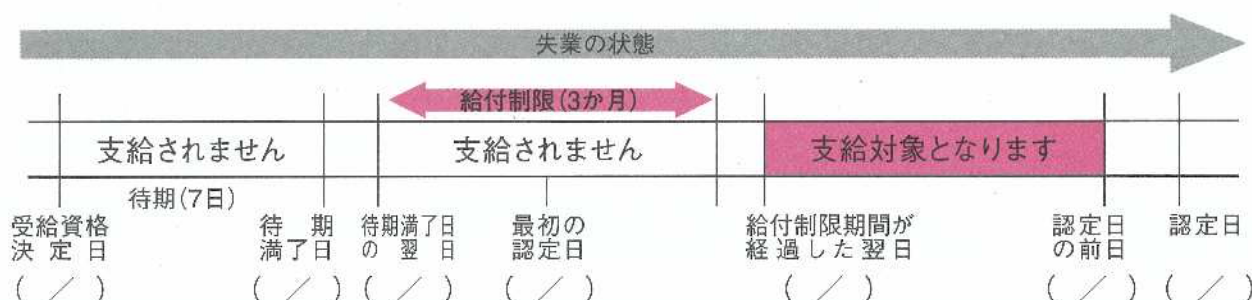


この認定日に来所して、失業の認定を受けると、「**7日間**の待期」と「待期満了日の翌日から認定日の前日までの失業状態」が認定され、基本手当の支給が始まります。

9 離職理由によって、3か月の給付制限があります

以下のどちらかに当てはまる方は、待期が経過（このことを「待期満了」といいます）した翌日から3か月間経過した後に、引き続き失業の状態にある場合に、基本手当の支給が始まります。

- ① 正当な理由がなく自己の都合で退職した場合
- ② 自己の責任による重大な理由により解雇された場合



支給を受けることができるのは、給付制限期間が経過した後の認定日に認定を受けた後ですが、最初の認定日に失業の認定を受けないと待期が経過したことになりません。

給付制限のある方も、定められた認定日には必ずハローワーク等に来所し、失業の認定を受けてください。

10 支給をまったく受けないうちに次の仕事が決まったら？

再就職が決まった場合は、就職の前日に、ハローワーク等に就職の届け出をしていただく必要があります（詳しくは、「20 就職または事業を開始することが決まったときは？」をご覧ください）。

基本手当や再就職手当等の支給を受けることなく再就職した場合には、今までに雇用保険に加入されていた期間は通算され、今後、万一、失業されたときの雇用保険の所定給付日数の算定の際、被保険者として雇用されていた期間に算入されます。

通算することができる期間の範囲や条件については、いくつかの定めがありますので、詳しくはハローワーク等の係員にお問い合わせください。

11 失業の認定とは？

基本手当の支給を受けるためには、原則として4週間（28日）に1回の指定された日（これを失業の認定日といいます）に、必ずあなたご自身がハローワーク等へ来所のうえ、失業の状態であった（ある）ことを「失業認定申告書」で申告する必要があります。

「失業の状態」にあるか否かを客観的・具体的に確認したうえで給付を行うことが重要ですので、失業の認定には、一定範囲の求職活動実績による判断基準を設けています。失業認定申告書に、失業の認定を受けようとする期間に行った求職活動を正しく記入してください。（失業認定申告書については「12 失業認定申告書の書き方」を、求職活動実績については、「13 求職活動実績とは？」をご覧ください）

ハローワーク等では、その申告を基にして、失業の状態にあった日について失業の認定を行い、基本手当を支給する手続きを行います。

「失業の認定日」について

あなたの雇用保険受給資格者証の認定日の欄に、認定日の週型と曜日が表示されています。添付のカレンダーを使って、認定日を調べます。

曜日型 週型	日	月	火	水	木	金	土
4		1	2	3	4	5	⑥
1	7	8	9	10	11	12	⑬
2	14	⑮	16	17	18	19	⑳
3	21	22	⑳	24	25	26	㉑
4	28	29	30				
4				1	2	3	④
1	5	6	7	8	9	10	⑪
2	12	⑬	14	15	16	17	⑱
3	19	20	21	22	23	24	㉑
4	26	27	28	29	30	31	

「2型－火」と印字されている場合

「2型」は認定日の週型を表します（1型から4型まで）。

「火」は曜日を表します（月、火、水、木、金）。

※ 第2火曜日という意味ではありませんので、ご注意ください。

左のカレンダーを見ると、週型2（横）と火曜日（縦）が交わっている9月16日が認定日となります。

また、次の認定日は、10月14日となります。

ご注意ください

- ★ 認定日が1か月に2回ある月もあります。
- ★ 認定日が休祝日にあたる場合は、あらかじめハローワーク等で認定日を変更し、所内に掲示等してお知らせします。掲示類を必ずご確認ください。
- ★ 受給資格者証に次回認定日を印字しています。

12 失業認定申告書の書き方

「失業認定申告書」について

失業認定申告書は、基本手当を受けるための重要な書類ですから、該当する欄に正確に記入してください。万一、偽りの申告をすると、不正受給として処分されます。

- 1 認定日には、①雇用保険受給資格者証 ②失業認定申告書 ③印かん（スタンプ印不可）をお持ちください。
- 2 失業認定申告書は、黒のボールペンまたは万年筆で記入してください。
もし、間違えたときは、訂正印を押印するか、自筆による署名により訂正してください。
- 3 次のような場合には、まだ収入を得ていなくても、該当する欄に正確に記入してください。
 - (1) 就職（見習・試用期間を含む）した場合には、採用になった日付
 - (2) 内職や手伝いをした場合には、その日付
 - (3) パート、アルバイト、臨時雇用および日々雇用等の就労をした場合には、働いた日付
（これらが繰り返されて長期にわたる場合には、「就職」とみなされる場合があります）
 - (4) 自営業を開始（準備期間を含む）した場合、会社の役員等に就任した場合、農業・商業等家業に従事した場合、請負・委任による労務提供をした場合、ボランティア活動をした場合には、その日付

ご注意ください

- ★ 就労した日については、基本手当の支給を受けることはできませんが、一定の要件を満たした場合に「就業手当」の支給を受けられる場合があります（「25 就業手当について」をご覧ください）。
- ★ 内職、手伝いによる収入があった場合には、一定の基準で計算して基本手当が減額、または不支給となる場合があります。詳しくは、ハローワーク等の係員にお問い合わせください。

窓口での呼び出しについて

失業認定の窓口へ受給者の方をお呼びする際は、窓口事務の円滑化による待ち時間短縮や書類等を他の方へ誤って交付することを防止するためフルネームでの呼び出しを行っています。ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、諸般の事情からフルネームでの呼び出しを希望されない方は、事前に職員までご相談ください。